

計画の基本的な考え方と推進

1 計画の基本理念

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、男女が互いに個人を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては、男女共同参画社会基本法が成立する以前から、婦人問題学習講座や就業生活準備セミナーなどが市民主体で進められてきました。こうした市民の活動が、『岩倉市女性行政施策への提言書』に結実し、これを受けて『いわくら女性プラン21・岩倉市女性行動計画』が策定されました。以後、男女が自立して自分の人生を主体的に選択し、ともに認め、支えあう男女共同参画社会の実現をめざし、行政機関において審議会等への女性登用率の向上に取り組むとともに、地域社会における男女共同参画の普及・啓発に努めてきました。

少子高齢化や生活形態の多様化、人口減少が進む社会の中で、男女を問わずいきいきと暮らせるまちづくりのために、男女共同参画に関する意識啓発に継続して取り組まなければなりません。また、生活の基盤となる育児・教育・介護などライフステージに応じた様々な社会サービスを享受でき、多様なニーズに対応した就業・雇用環境の形成によって経済的に自立した市民が互いに支えあいながら地域に貢献できる環境づくりが必要不可欠です。それは、市民一人ひとりが、家庭生活、職場、地域活動など様々な場面において、同じ地域に住む者どうしがお互いを尊重し、理解しあい、それぞれが自分なりの役割を持って能力を発揮しながら、全ての市民の人権が保証され安心して生活できるような、ともに支えあう調和のとれた社会をめざすことでもあります。

このような認識に立ち、本市は「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」において「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念として計画を推進してきました。これまで歩みを尊重し、引き続き同じ基本理念を掲げ、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現をめざします。

^{みんな}
**地域でともに支えあい、
生活と仕事が調和するまち 岩倉**

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、以下の5つの基本目標を設定します。

(1) 男女が尊重しあう意識改革を進める (意識啓発の継続)

すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行うとともに、男女共同参画を推進する地域の活動を支援します。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

(2) 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する (就業・雇用環境づくり)

就業は、生活の経済的な基盤として経済的自立のために必要なことであるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人がその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画の推進につながります。すべての人が、希望に応じた就業のありかたを選択できるよう、非正規から正規雇用への転換など、就業・雇用環境の改善に努めます。さらに、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、自らの希望により働き続ける選択ができるように、長時間労働の削減など、男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促すとともに、働く場における男女共同参画の取組を推進します。

(3) 男女がともに参画する地域社会を形成する (地域活動環境づくり)

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の確保が重要です。また、男女が互いに対等な立場で、地域で活躍できるよう、地域活動に積極的に参加できるように支援し、活動の活性化を促進するとともに、様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

(4) 多様な世帯の安心な暮らしを形成する (家庭生活環境づくり)

男女がそれぞれの能力と個性を発揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージごとの課題に応じた健康づくりを推進するとともに、様々な困難な状況におかれている人に対しては、生活の自立と安定のため、世帯の実情に応じた支援に取り組みます。

(5) あらゆる暴力の防止

配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を市民一人ひとりが持ち、DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行います。また、高齢者や児童など社会的に弱い立場に置かれている人に対する虐待等の防止に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

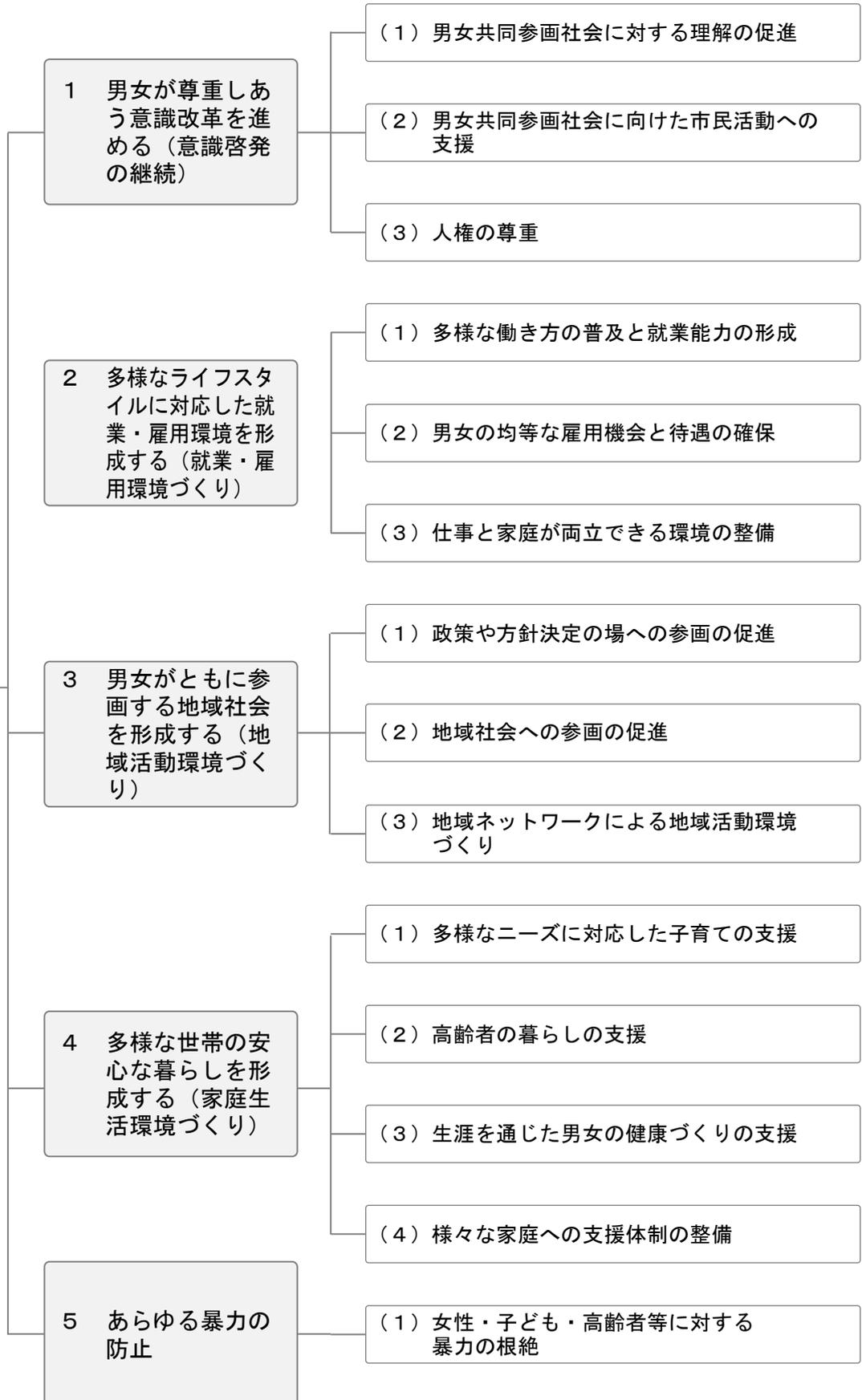
3 計画の体系

[基本目標]

[基本目標]

[施策の方向性]

地域で^{みんな}ともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉



4 施策の展開

1 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）

【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」の割合が28.4%、「反対」の割合が55.4%となっています。愛知県調査・全国調査と比較すると「賛成」の割合が低くなっています。

一方で、家庭生活においては、「男性優遇」の割合が53.8%、「平等である」の割合が30.8%となっています。全国調査と比較すると、国に比べ「男性優遇」の割合が高くなっています。さらに、職場、政治の場、しきたり・慣習においても、「男性優遇」の割合が高くなっています。

固定的役割分担意識が根強く残っている現状もみられ、男女共同参画意識の向上を図るため、より効果的な啓発に努めるとともに、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象とした教育・学習を充実させることが重要です。さらに、男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行うことが必要です。

また、アンケート調査結果をみると、性的少数者について知っていることは、「性的少数者を表す言葉のうち、「LGBT」というものがあること」の割合が69.2%、「本人が、公にしていなかった性的指向や性自認を表明することを「カミングアウト」と呼ぶこと」の割合が65.5%、「性的少数者が雇用や健康、家族形態など、様々な面で困難な状況にあること」の割合が53.8%となっています。

このような現状から、多様な性を尊重する意識を醸成し、性的マイノリティへの理解を深め、周知啓発を行う際には、細やかな配慮を図る必要があります。

(1) 男女共同参画社会に対する理解の促進

男女共同参画社会に向けた意識づくりのため、広報紙やウェブサイト、男女共同参画に関する講座やイベント等により、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの人権教育が重要となります。それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう家庭・学校・職場・地域のあらゆる場において男女共同参画に関する学習機会を提供します。

① 啓発活動の推進

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">• 広報やホームページ、パネル展示等により、男女共同参画の意識啓発を行います。• 男女共同参画に関する講座やイベントを開催します。	協働安全課
<ul style="list-style-type: none">• 職員向けに、男女共同参画研修を実施します。	秘書企画課 (新)

② 学校教育を通じた男女共同参画社会への理解

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">• 男女平等の意識のもと性別にとらわれることのない教育の環境の整備に努めます。• 様々な教育活動において男女が協力することや、性差にとらわれず個を大切にすることの大切さを学ぶ機会を充実させます。• 男女共同参画に関する研修への参画を促進するなど、教職員の意識向上を図ります。	学校教育課

(2) 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

すべての市民が男女共同参画社会への理解を深められるよう、生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会を提供します。

地域活動やボランティア活動等における情報を発信し、市民活動への参画を促進していきます。

また、地域における活動団体への助言・指導やボランティアの養成などに努めます。

① 生涯を通じた学習機会の提供

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">・ライフステージに応じた様々な学習機会を提供することで、男女がともに自立していけるよう、生涯学習講座の充実を図っていきます。・男女ともに積極的に学習に参加できるよう、託児付き講座など学習環境の整備に努めます。	生涯学習課

② 地域における市民活動への支援

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する市民活動の取組を支援し、市民と行政の協働を促進します。・市民活動団体へ助成金を交付し、活動を支援します。・市民活動団体と市民の情報交換の場を整備します。また、活動したい個人と協力を要請する市民活動団体のマッチングを支援します。・地域活動の担い手の育成やボランティアの養成のため、講座や研修会を開催します。	協働安全課

(3) 人権の尊重

あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識の存在を認識し、そのような考え方を直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めるとともに、性的マイノリティに関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

あらゆるハラスメントを防止するため、企業や市民に対する啓発活動を進めます。各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業所や市民に対する啓発活動を進めます。

また、外国籍市民への相談、多言語による情報提供を促進するとともに、多文化共生社会における男女共同参画に関する理解の推進を行います。

① 人権に関する教育・啓発の推進

取組内容	主な所管
・市民相談室で相談業務を行うとともに、関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めます。	秘書企画課 市民窓口課
・人権意識の向上を図るため、市民を対象に人権擁護委員による人権教室を実施します。	市民窓口課
・人権啓発研修会を実施します。 ・福祉実践教室やボランティア養成講座等の開催を支援します。 ・発達障害者啓発週間などを広く認知してもらうため、広報による周知や啓発活動を実施します。	福祉課
・認知症ケアアドバイザー会と協働し、認知症サポーター養成講座を開催します。	長寿介護課
・小中学校において、人権教育の推進を図ります。	学校教育課
・「子ども行動計画」に沿って、子どもの権利意識の向上や子どもの居場所づくりに関する事業を実施します。 ・子どもを含む幅広い世代に人権教育が浸透するように啓発活動を進めます。	子育て支援課

② あらゆるハラスメント防止の啓発

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none"> 職員向けに、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発を実施します。 快適な職場環境を確保するため、産業医による相談を実施します。 	秘書企画課 (新)
<ul style="list-style-type: none"> 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発を実施します。 商工会等と連携し、より多くの事業者の目に届く形で啓発を実施します。 	商工農政課
<ul style="list-style-type: none"> 不祥事防止についての取組を行います。 スクールカウンセラーを設置し、気軽に相談のできる環境の整備に努めます。 	学校教育課

③ 国際理解と多文化共生の推進

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生社会の実現に向け国際交流協会や地域団体と協働で、外国人との相互理解を図る学習機会の充実に努めます。 国際交流員による国際理解教育を実施します。 窓口での手続きのサポートや日常生活に関する情報の提供、相談を行う「外国人サポート窓口」を設置します。 	協働安全課
<ul style="list-style-type: none"> 国際理解の学習を実施し、多文化共生社会についての理解を図るとともに、国籍、人種、性差にとらわれることなく個を尊重しようとする心を育てます。 生活習慣、文化、言語等の多様性を体感し、視野をひろげるとともに、識見を高め、国際感覚を養うため、中学生海外派遣事業を実施します。 外国籍の児童生徒が学校生活に適応し、安心して学べる環境を確保するため、「日本語ポルトガル語適応指導教室」を設置し、個の能力に応じた指導を実施します。 	学校教育課

④ 人権を尊重した表現の推進

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none"> 市の広報等を通じて人権についての正しい理解を促すとともに、インターネット上の情報を含め、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年から守るための啓発を実施します。 	協働安全課 市民窓口課 生涯学習課

⑤ 性的少数者への理解促進（新）

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none"> 人権教育・人権啓発活動を通して、性の多様性及び性的マイノリティ（LGBT）に関する意識の醸成に努めます。 性的マイノリティ等を含めた人権に配慮した男女共同参画を推進します。 	協働安全課

2 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を 形成する（就業・雇用環境づくり）

【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、職場内においては、国に比べ、「男性優遇」の割合が高くなっています。

さらに、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、希望は、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の割合が31.0%と最も高く、次いで『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』を両立したい」の割合が23.4%となっています。

女性が職業をもって働き続けることについて、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」の割合が45.6%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が27.2%となっています。

また、女性が出産後も、同じ職場に復職し、働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて、「保育園や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が65.5%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が36.9%、「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が29.6%となっています。

長時間労働の削減や生産性の向上などの働き方改革が進むと男性も子育て・介護に参加しやすくなり、女性が「家庭」か「仕事」かの二者択一を迫られることなく働くことができるため、性別にかかわらず、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備をさらに進めていく必要があります。

(1) 多様な働き方の普及と就業能力の形成

性別にかかわらず、多様な働き方が選択できるよう、就職に関する情報提供や、相談体制の強化などの雇用対策を行っていきます。

また、子どもたちが性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にしたい進路を選ぶことができるような進路指導、学校教育を推進します。特に、女性の進出が少ない理工系分野についても、十分な情報を提供し、人材の育成に努めます。

① 雇用対策の充実、就業・生活支援

取組内容	主な所管
・離職して厳しい生活環境に置かれている市民に、雇用や住宅など生活全般にわたって支援します。	福祉課
・女性にとって働きやすいフレキシブルな労働環境の整備を促すとともに、結婚・出産・育児等の理由で退職した女性が、それまでの経験を生かして再び働くことができるような支援に努めます。 ・愛知県や近隣市、商工会と連携し就労支援相談に取り組むとともに、就職フェア・就労セミナー・個人相談・合同企業説明会等を実施します。	商工農政課
・女性活躍推進法に基づく推進計画に掲げた取組を推進します。	全課

② 人材育成・能力開発の支援

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">・認証機関である愛知県と連携し、NPO 法人の設立支援に関する情報収集に努めます。・市民活動支援センターにて、市民活動団体向けの講座を開講するなど団体のニーズを把握し支援します。	協働安全課
<ul style="list-style-type: none">・創業支援について関係団体と情報共有等を図るとともに、近隣市町や商工会と連携し創業支援セミナーを開催します。	商工農政課

③ 理工系分野における女性人材の育成 (新)

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">・様々な職業について知り、体験することを通じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択、キャリアプランについての理解を深める取組を実施します。	学校教育課

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

就業している男女が均等な機会と待遇を得られるよう、企業に対する相談支援の体制を整えるとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、企業の働き方改革や能力向上のための学習機会の提供など支援を行います。

① 労働環境の整備

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">女性活躍推進法や育児・介護休業に関する制度等の周知と普及啓発を進めます。労働時間短縮やテレワークの導入など、適正な雇用・労働環境の整備推進の啓発に努めます。	商工農政課

② 女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援

取組内容	主な所管
<ul style="list-style-type: none">男女平等な採用、登用に努めるとともに、実務能力向上につながる研修の実施や外部の研修機関へ積極的に派遣します。「岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を推進します。	秘書企画課
<ul style="list-style-type: none">女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場環境づくりに向け、事業所等への啓発を実施します。	商工農政課
<ul style="list-style-type: none">女性が多く就労している介護分野における雇用環境の改善を促すため、介護事業所等に対して加算制度等を周知します。	長寿介護課 (新)

(3) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知します。また、仕事と家庭生活、地域生活等を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ自立した生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への積極的な参画を促進するとともに、仕事と家庭の両立を支えるための支援を行います。

① ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方の促進

取組内容	主な所管
・毎週水曜日にノー残業デーの呼びかけを行い、早期退庁を促し、市役所において率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	秘書企画課（新）
・ワーク・ライフ・バランスについて多くの市民に周知・啓発するため、セミナーの開催やリーフレットやポスター等による啓発を実施します。	協働安全課
・商工会と協働し、市内事業所へワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法の啓発を実施します。 ・愛知県の実施する「愛知県ファミリーフレンドリー企業」の登録や県内一斉ノー残業デー街頭啓発活動などの啓発を実施します。	商工農政課

② 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進

取組内容	主な所管
・地域活動においても、女性活躍の視点を取り込むため、女性リーダーの育成を図るとともに、その活動の支援に努めます。	協働安全課
・家庭において男女がともに家事や子育て、介護を担うことができるように講座やイベントの開催に努めます。	生涯学習課

③ 両立を支える支援の充実

取組内容	主な所管
• 働く男女の家庭や職場などの様々な不安や悩みに対応するため、相談事業を充実し、支援に努めます。	健康課
• 働く男女が、仕事と育児や介護などを両立できるようにするため、保育・介護サービスの充実と周知を図ります。	長寿介護課 子育て支援課